

りそな企業年金研究所

企業年金ノート

目次

【本題】	確定給付企業年金制度の平成24年度財政決算結果について……………	P1
【レポート】	確定拠出年金とNISA(少額投資非課税制度)の比較……………	P7

確定給付企業年金制度の平成24年度財政決算結果について

1. はじめに

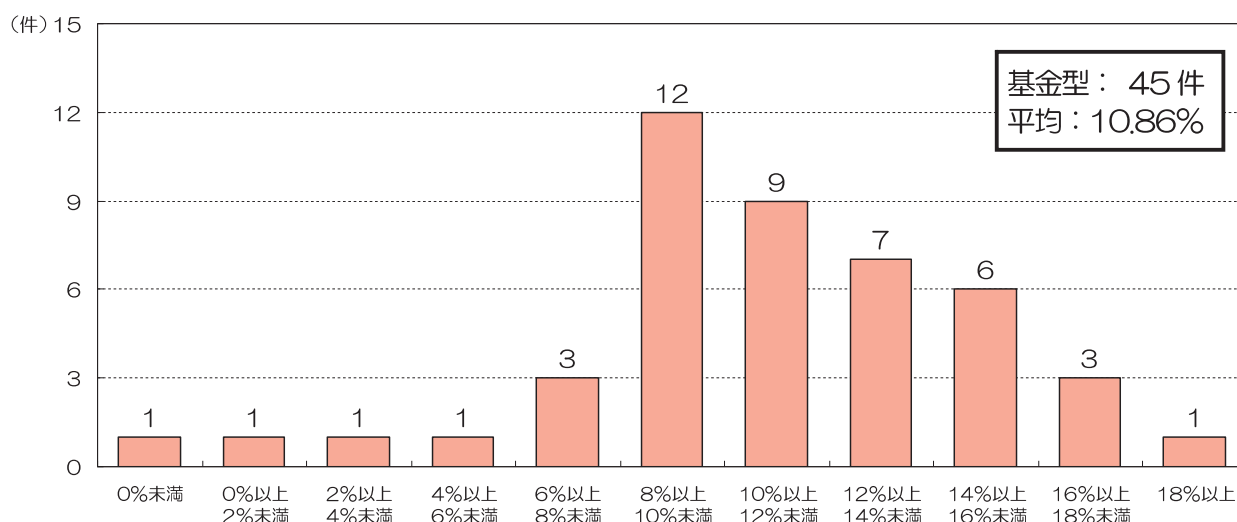
今月号では、弊社に総幹事業務を委託いただいている確定給付企業年金制度（以下、「DB制度」）の財政決算結果を集計しましたので、資産運用利回り、積立比率等の分布状況ならびに過去の推移について解説いたします。なお、基金型DB制度については平成25年3月末決算（全45件）を、規約型DB制度については平成24年9月末決算、平成24年12月末決算、平成25年3月末決算および平成25年6月末決算（全981件）を対象に集計しております。

2. 資産運用利回りおよび予定利率について

資産運用利回り（運用報酬控除後の時価ベース利回り）の分布状況は、＜図1－①＞および＜図1－②＞の通りです。資産運用利回りの平均は、基金型DB制度で10.86%（昨年度0.79%）、規約型DB制度で11.40%（昨年度△2.48%）となり、昨年度に比べて大きく改善しました。特に規約型DB制度においては、平成24年9月末決算で4.88%、平成24年12月末決算で10.95%、平成25年3月末決算で12.01%、平成25年6月末決算で20.16%と、昨年来の株高が反映された結果となりました。

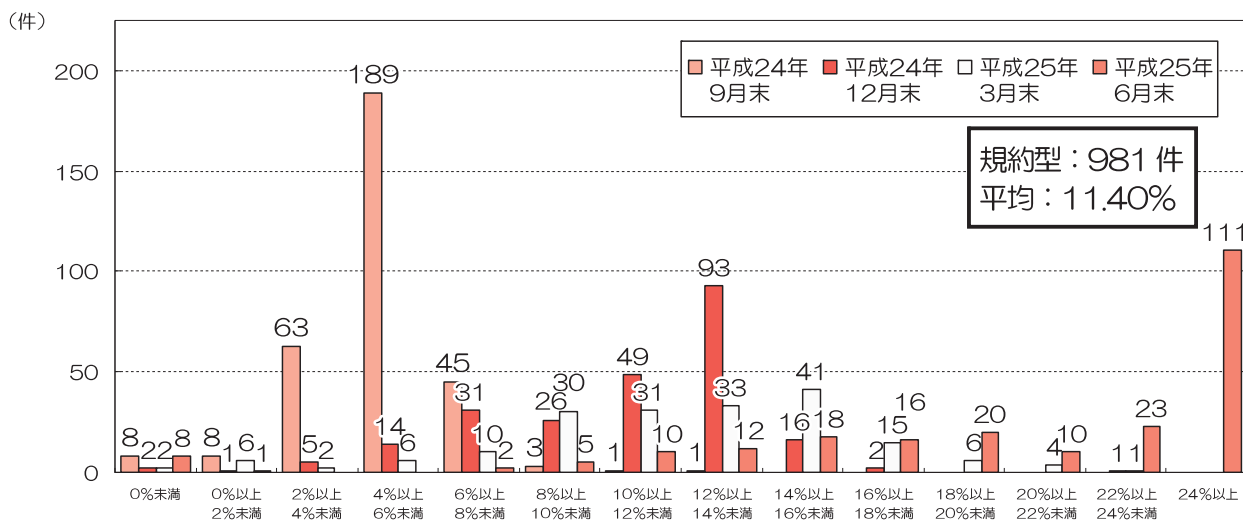
予定利率の分布状況は＜図2－①＞および＜図2－②＞の通りです。基金型DB制度、規約型DB制度ともに2.5%付近に集中しています。昨年と比較すると、予定利率が3.0%以上のDB制度が減少（前年度338件→今年度324件）する一方、3.0%未満のDB制度が増加（前年度623件→今年度702件）しています。

＜図1－①＞基金型DB制度における資産運用利回りの分布状況（平成25年3月末決算）



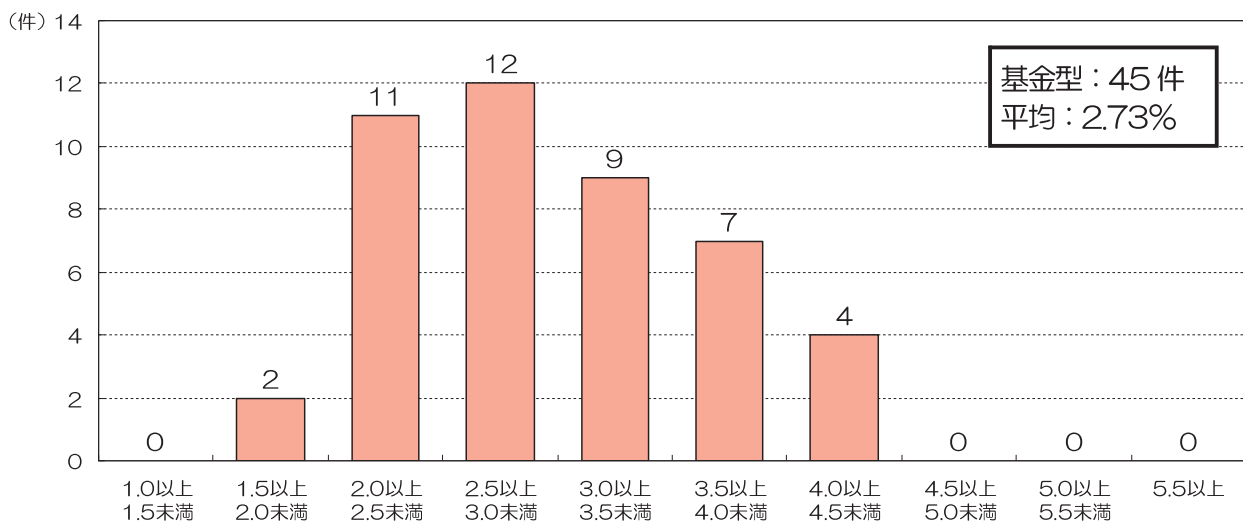
（注）初回決算を迎えた制度を除いた利回りの平均は10.96%。

＜図 1－②＞規約型 DB 制度における資産運用利回りの分布状況
(平成 24 年 9 月末決算、平成 24 年 12 月末決算、平成 25 年 3 月末決算、平成 25 年 6 月末決算)

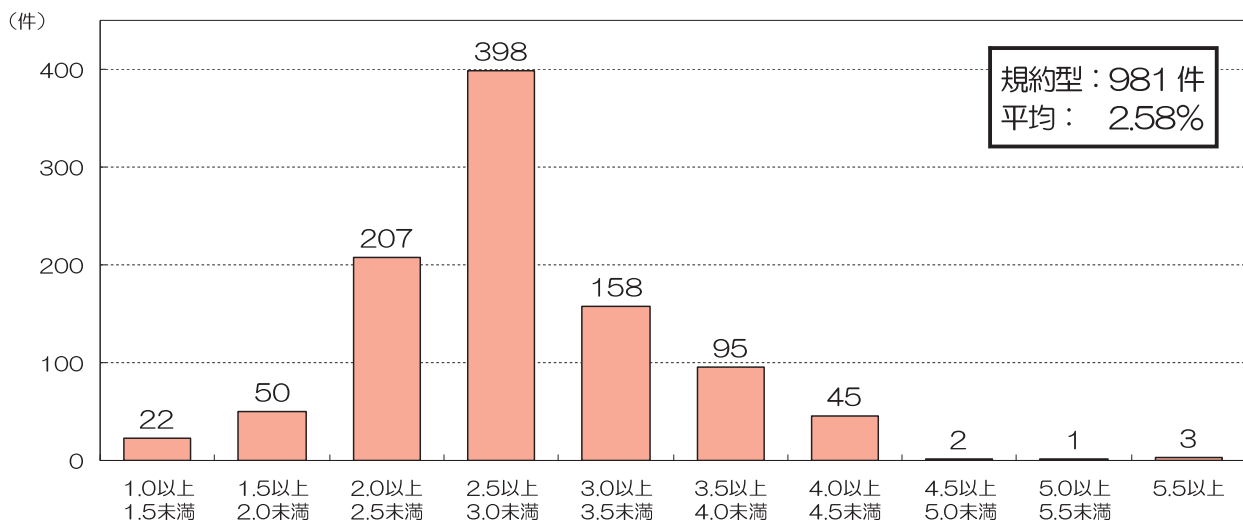


(注) 初回決算を迎えた制度および決算月を変更した制度を除いた利回りの平均は 11.69%。

＜図 2－①＞基金型 DB 制度における予定利率の分布状況 (平成 25 年 3 月末決算)

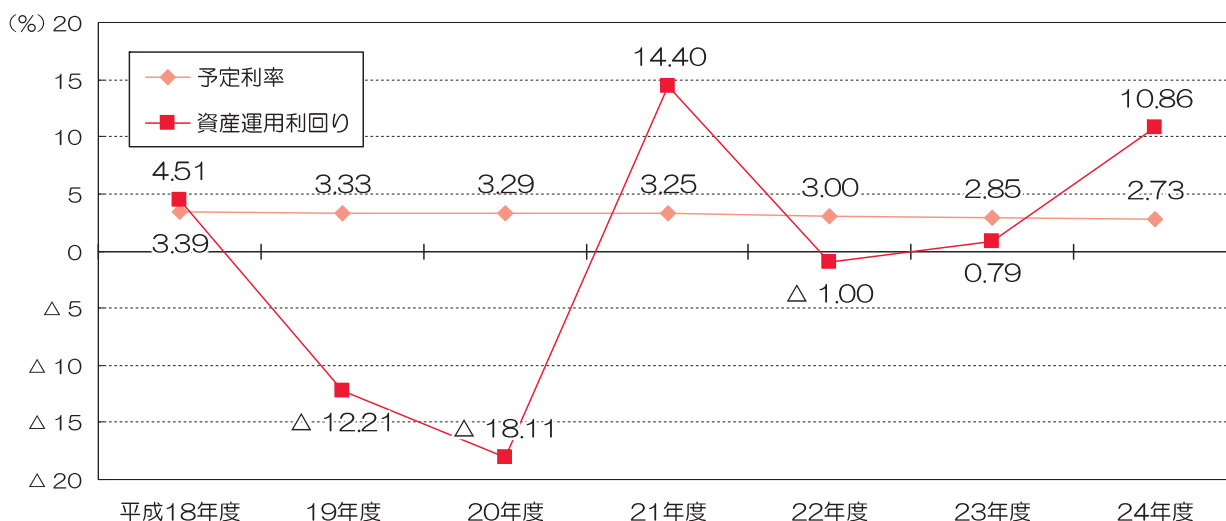


＜図 2－②＞規約型 DB 制度における予定利率の分布状況
(平成 24 年 9 月末決算、平成 24 年 12 月末決算、平成 25 年 3 月末決算、平成 25 年 6 月末決算)



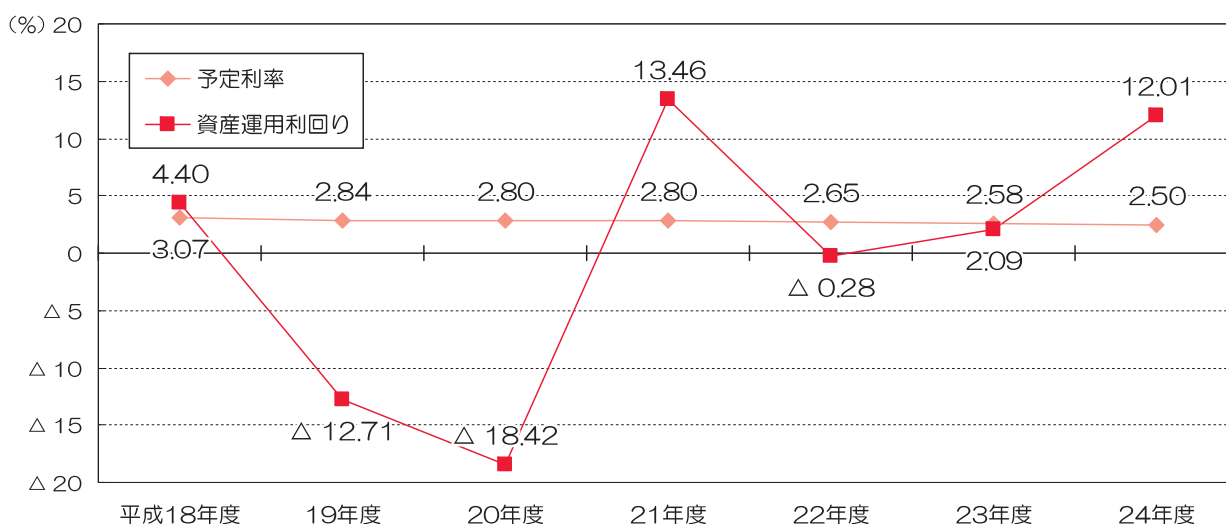
3月末決算のDB制度を対象に、資産運用利回りの平均値および継続基準の予定利率の平均値の平成24年度を含めた直近7年間に於ける推移をまとめたのが、＜図3－①＞および＜図3－②＞です。平成19年度はサブプライムローン問題、平成20年度はリーマンショックに象徴される運用環境の著しい変化を受けて資産運用利回りが大きく落ち込んだほか、平成22・23年度も低利回りの状態が続いていましたが、平成24年度は利回りが大幅に改善し、3年ぶりに予定利率の平均値を上回る結果となりました。一方、財政運営の安定志向は引き続き高まっており、継続基準の予定利率については、低い予定利率での制度発足や、より低い予定利率への財政計画の見直し等が続いているため、その平均値は低下傾向にあります。

＜図3－①＞基金型DB制度における資産運用利回りおよび予定利率の推移



(注) 3月末決算先のみを対象に集計。

＜図3－②＞規約型DB制度における資産運用利回りおよび予定利率の推移

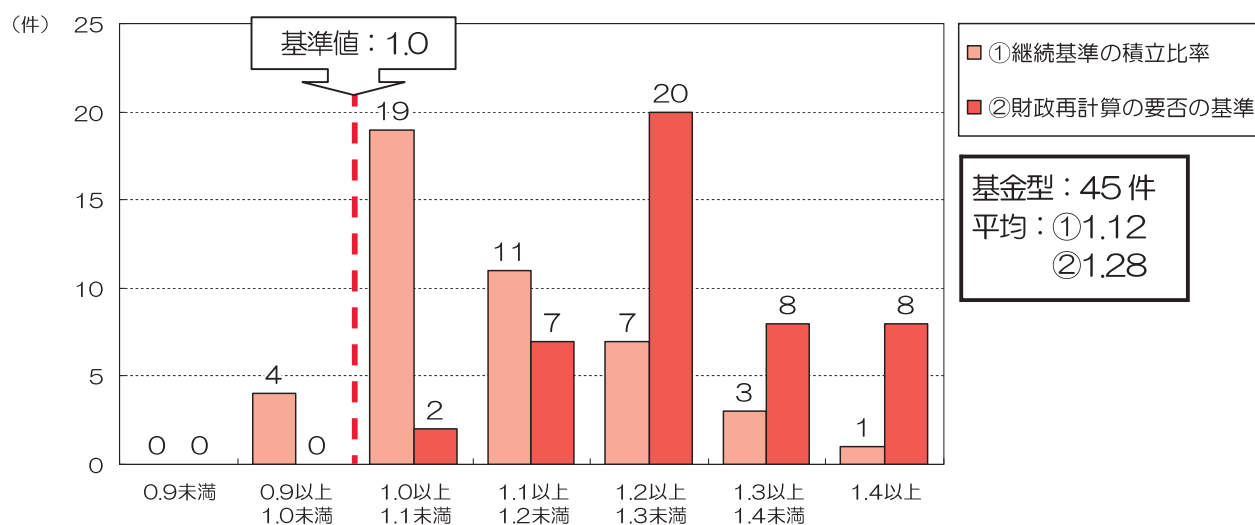


(注) 3月末決算先のみを対象に集計。

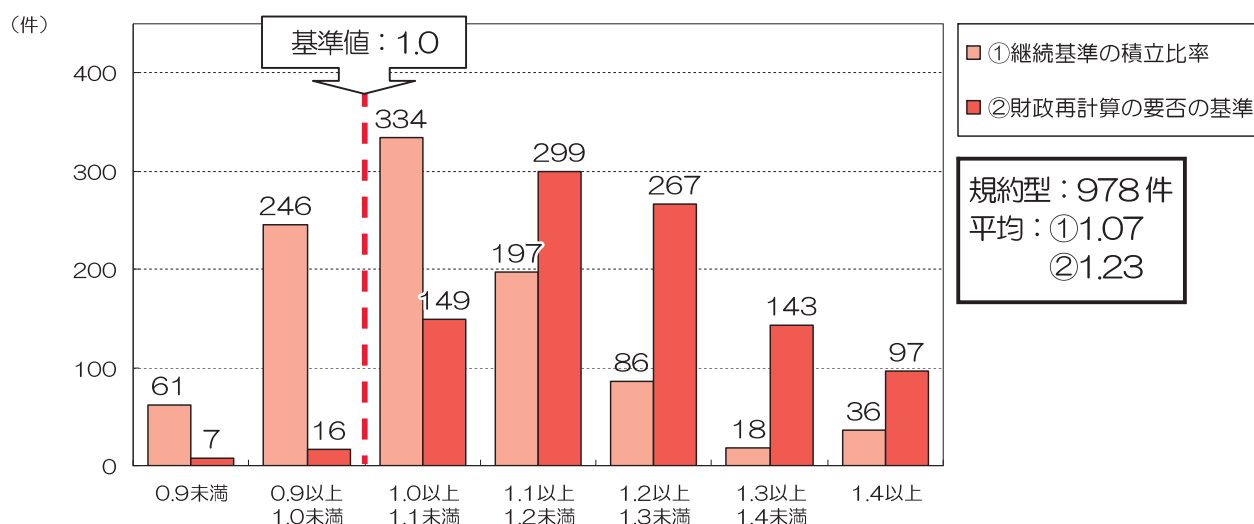
3. 継続基準の積立比率について

＜図4－①＞および＜図4－②＞は、**継続基準の積立比率**（＝純資産額÷責任準備金）の分布状況です。平成25年3月末決算から継続基準の判定内容が変更され、当該比率が1.0以上であることが求められることとなりました。しかし、この比率が1.0を下回っていても、**財政再計算の要否の基準**（＝（数理上資産額＋許容繰越不足金）÷責任準備金）が1.0以上であれば、財政再計算の実施を留保することができます。財政再計算の要否の基準は、平成25年3月末より前に用いられていた変更前の継続基準の積立比率と同じものであり、当該基準が1.0を下回ると、財政再計算を実施して掛金の見直しを行う必要があります。

<図4-①>基金型DB制度における継続基準の積立比率の分布状況（平成25年3月末決算）

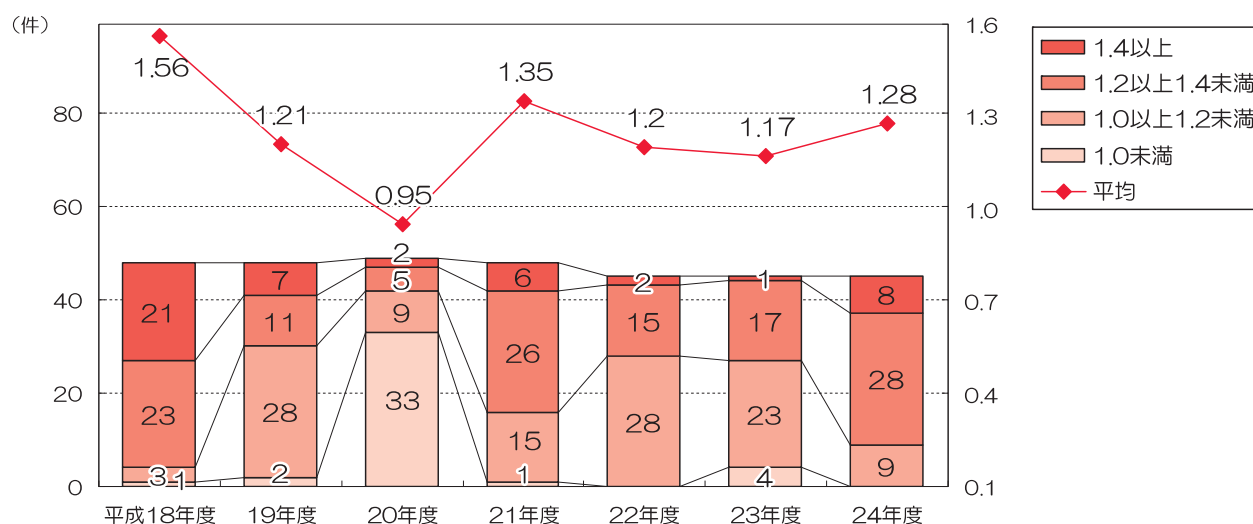


<図4-②>規約型DB制度における継続基準の積立比率の分布状況
(平成24年9月末決算、平成24年12月末決算、平成25年3月末決算、平成25年6月末決算)



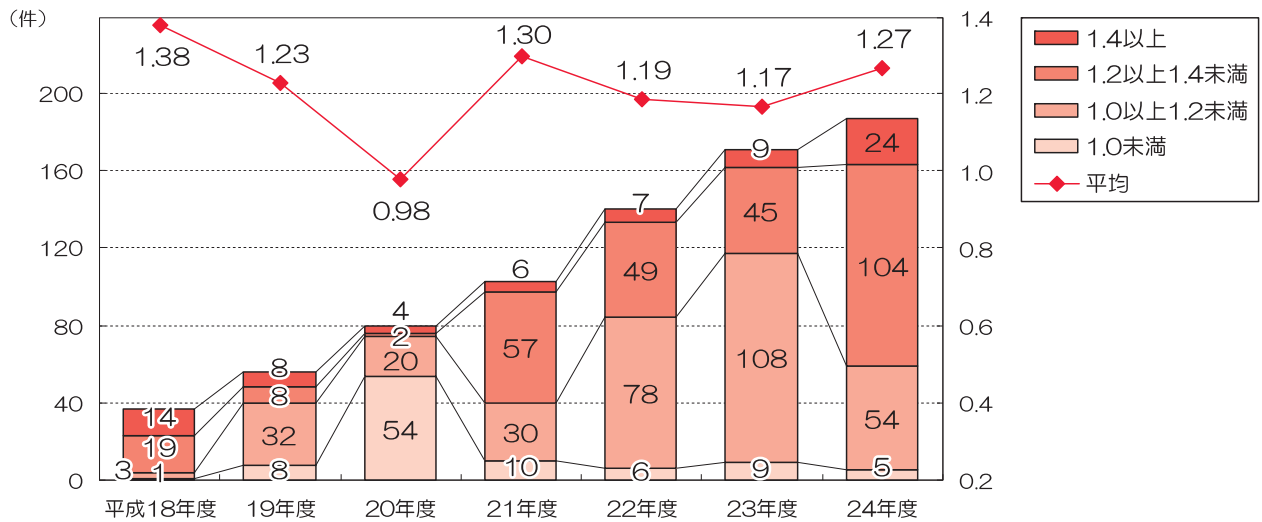
(注) 継続基準の積立比率が負になった等の理由により一部のDB制度を除いて集計。

<図5-①>基金型DB制度における財政再計算の要否の基準の推移



(注) 3月末決算先のみを対象に集計。

＜図 5－②＞規約型 DB 制度における財政再計算の要否の基準の推移



（注）3月末決算先のみを対象に集計。

「継続基準の積立比率」において基準値を下回る制度は基金型 DB 制度で 4 件、規約型 DB 制度で 307 件でしたが、「財政再計算の要否の基準」において基準値を下回る制度は基金型 DB 制度で 0 件、規約型 DB 制度で 23 件と、大半の制度において財政再計算の実施を留保することができる結果となりました。

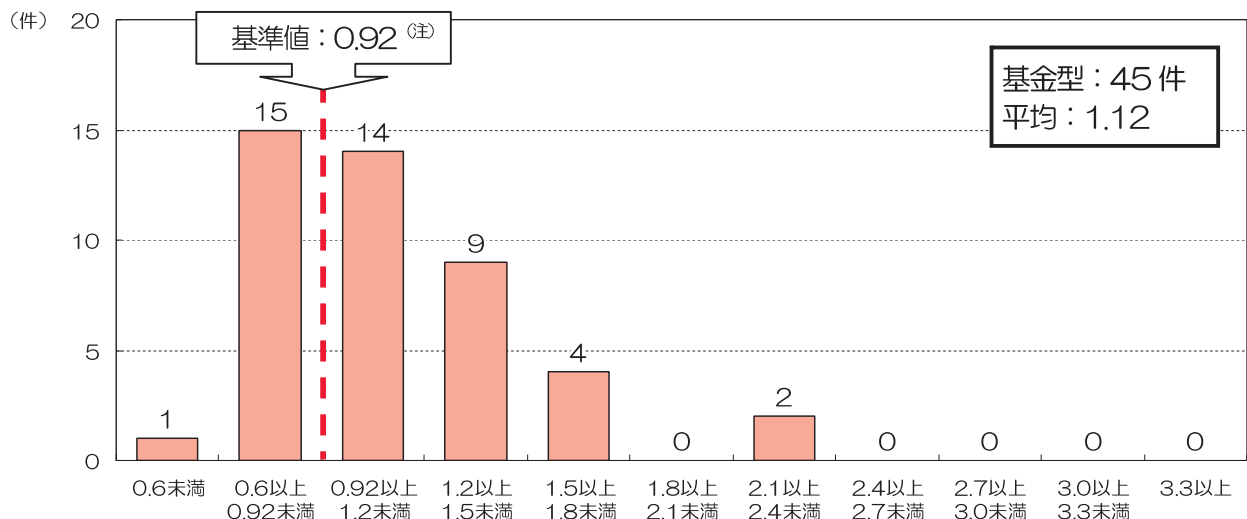
財政再計算の要否の基準の直近 7 年間における推移は、＜図 5－①＞および＜図 5－②＞の通りです。

4. 非継続基準の積立比率について

＜図 6－①＞および＜図 6－②＞は、非継続基準の積立比率（＝純資産額÷最低積立基準額）の分布状況です。非継続基準の財政検証では、この比率が基準値以上であることが求められます。この基準値は、平成 24 年 1 月 31 日付で公布された「確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令」（平成 24 年厚生労働省令第 13 号）および併せて発出された関連通知により、毎年 0.02 ずつ段階的に引上げられることとされており、平成 25 年 3 月末決算では 0.92、平成 29 年 3 月末以降は 1.0 となります。

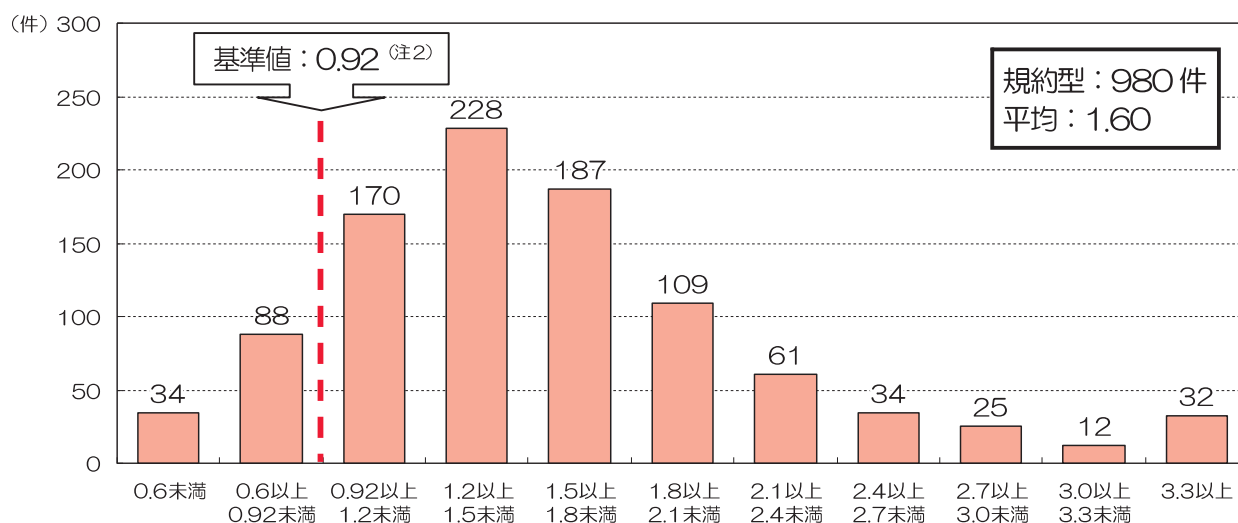
平成 25 年度の積立比率の分布状況は、資産運用利回りが大幅に改善した影響もあり、多くの制度において基準値を上回る結果となりました。基金型 DB 制度においては全体の約 64%、規約型 DB 制度においては全体の約 88% が基準値を上回っています。基金型 DB 制度に比べて規約型 DB 制度の積立比率が高くなっていますが、その要因の一つに、適格退職年金制度の給付を承継した制度において最低積立基準額から所定の額を控除する経過措置を適用している制度が多いことが挙げられます。なお、この控除額は年々減少していき、平成 29 年 3 月末には当該経過措置は完全に終了します。

＜図 6－①＞基金型 DB 制度における非継続基準の積立比率の分布状況（平成 25 年 3 月末決算）



（注）平成 25 年 3 月 31 日から平成 26 年 3 月 30 日までを基準日とする財政検証において適用。

<図6-②>規約型DB制度における非継続基準の積立比率の分布状況
(平成24年9月末決算、平成24年12月末決算、平成25年3月末決算、平成25年6月末決算)

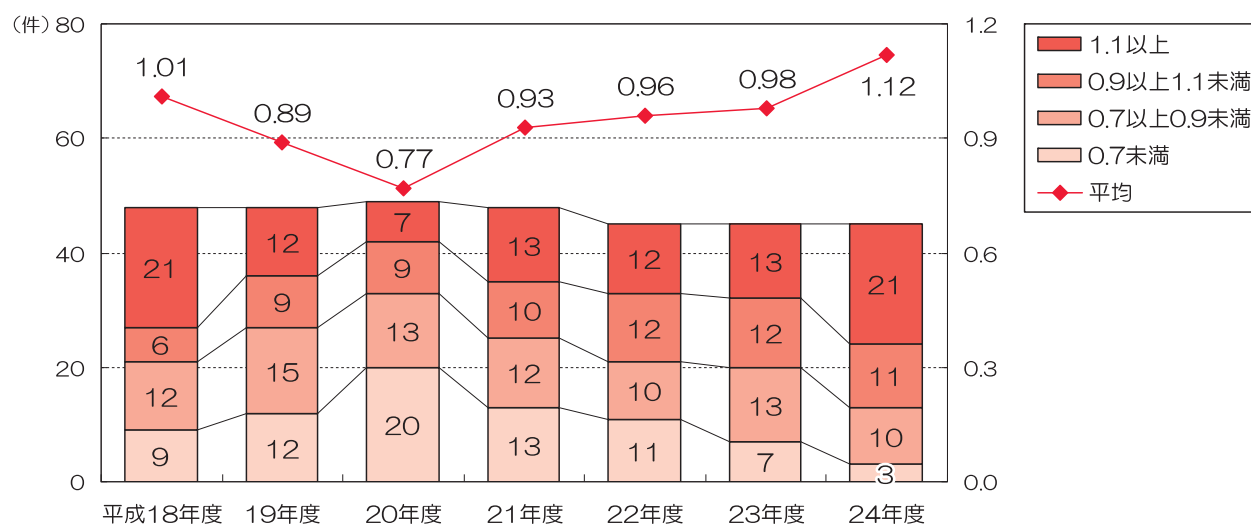


(注1) 非継続基準の積立比率が負になった等の理由により一部のDB制度を除いて集計。

(注2) 平成25年3月31日から平成26年3月30日までを基準日とする財政検証において適用。

+

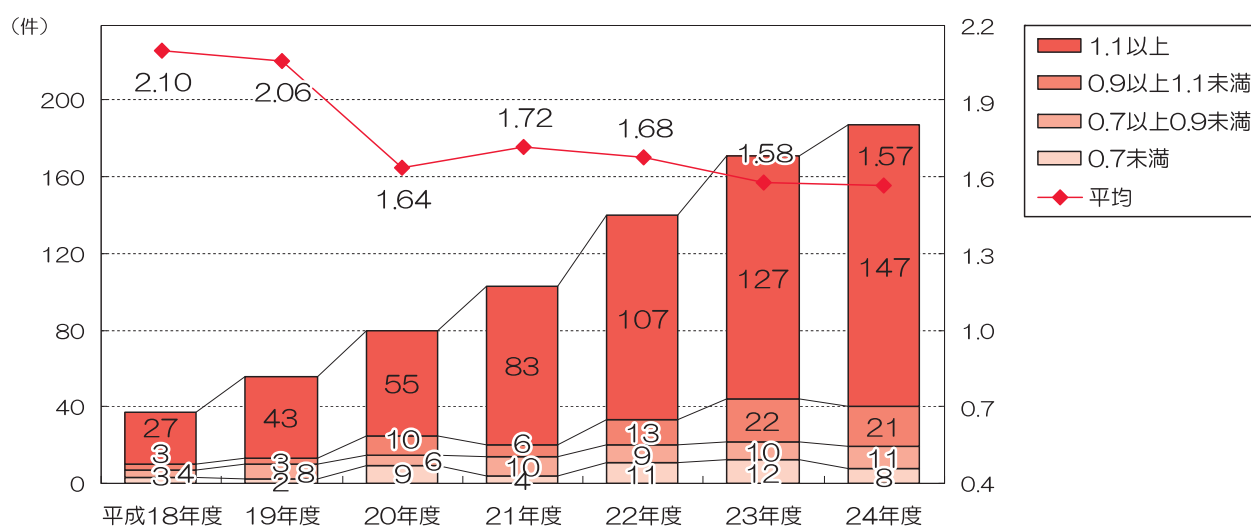
<図7-①>基金型DB制度における非継続基準の積立比率の推移



(注) 3月末決算先のみを対象に集計。

+

<図7-②>規約型DB制度における非継続基準の積立比率の推移



(注) 3月末決算先のみを対象に集計。

非継続基準の積立比率の直近7年間における推移は、＜図7-①＞および＜図7-②＞の通りです。基金型DB制度では積立比率の平均値が年々上昇しているのに対し、規約型DB制度では年々減少しています。これは、前述の経過措置を適用している制度が多く、年々最低積立基準額の控除額が減少していくことが大きな要因であると考えられます。基金型DB制度では、経過措置を適用している制度は少ないため、年々上昇傾向にあります。

5. まとめ

DB制度は、予定利率や昇給率などの基礎率を前提として掛金の計算をしており、当該前提通りに制度を運営できた場合、理論上は年金財政上の差損益は発生しません。今期においては、運用環境が改善したため利差益が発生し、多くの制度で当年度剰余金を計上しました。その結果、繰越不足金の解消につながり、継続基準の財政検証においては、多くの制度が基準値を上回るとともに、基準値を下回った制度においてもその大半が財政再計算の実施を留保することができました。

一方で、非継続基準の財政検証においては、多くの制度が基準値を上回っており積立比率も上昇していますが、前述の経過措置の影響を受け、一部の制度においては積立比率が低下しつつあります。当該経過措置における最低積立基準額から控除できる額は年々減少していき、平成29年3月末には経過措置が完全に終了します。また、最低積立基準額に対して求められる積立比率は段階的に上げられ、最終的には本来の基準値である1.0となります。そのため、最低積立基準額に係る経過措置を適用している制度においては、経過措置の終了を見据えた対応が必要となります。特に、経過措置を考慮しない最低積立基準額に対する積立比率が低い場合には、積立比率を安定的により健全なものにするため、過去勤務債務の予定償却期間の短縮等、掛金を上げる対策を今後検討することが必要と考えられます。

トピックス レポート

確定拠出年金とNISA（少額投資非課税制度）の比較

自助努力による資産形成への支援策が相次ぐ

2012（平成24）年7月9日に国家戦略室（当時）が取りまとめた『成長ファイナンス推進会議』報告書では、「約1,500兆円ある我が国国家計金融資産について、高齢世代から若年世代への移転を促すと同時に、確定拠出年金の普及・拡充や日本版ISAの所要の検討により、自助努力に基づく資産形成を支援・促進し、家計からの成長マネーの供給拡大を図ることが重要である」として、①確定拠出年金（DC）の普及・拡充、②日本版ISA（Individual Savings Account）の所要の検討、③教育資金を通じた世代間の資産移転の促進、の3点が主に提唱されました。これを受けて、2013（平成25）年1月29日に閣議決定された税制改正大綱では、**日本版ISA**（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）および**教育資金贈与信託**（教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置）について税制上の措置が講じられたのは、記憶に新しいところです。

一方、確定拠出年金（DC）については、ほんの数年前までは**日本版IRA（Individual Retirement Account）**構想が提唱されるなど、資産形成に係る税制優遇措置としては日本版ISAと並ぶ「目玉」とされていましたが、日本版ISAが**NISA（ニーサ）**という愛称とともに急速に周知が進んでいることとは対照的に、あまり注目されなくなっている感があります。政権交代に伴い本年（2013（平成25）年）1月に設置された政府規制改革会議では、「リスクマネー供給による起業・新規ビジネスの創出」の一環としてDCの拡充等が検討課題として上げられていたものの、6月5日に閣議決定された答申では一切言及されませんでした。

NISAに劣らぬ魅力を有するDC

しかしDCは、自助努力による中長期的な資産形成への支援策という面ではNISAと同じ役割を担っているほか、NISAにはない機能や特徴を有しています。まず税制面では、DCは**掛金が全額所得控除**となるほか、受取時も**公的年金等控除や退職所得控除の対象**となるなど、NISAよりも税制優遇の度合いは大きいと言えます。また、口座内における運用商品の配分変更や預け替え（スイッチング）が可能であり（法令上は「少なくとも3ヶ月に1回」行えることが要件）、複数の運用商品を組合せたポートフォリオを構築し定期的にリバランスを行うことにより長期的な資産形成を行うのに適しています。なお、手厚い税制優遇が

確定拠出年金とNISA(少額投資非課税制度)の比較

ある反面、原則 60 歳になるまで中途引出しが出来ないなどの制約がありますが、その代わり、DC 資産を転職先等に持ち運べる **ポータビリティが整備**されています。

一方 NISA は、投資対象が株式および株式投信等のリスク性商品に限定されている（預貯金、国債、債券投信等は対象外）ものの、20 歳以上の国内居住者ならば誰でも利用可能であるほか、**年間の拠出限度額が 100 万円**と DC よりも大きい点が魅力と言えます。なお、資金の**売却・換金は自由**ですが、一旦売却した枠を再利用できないという制約があります。

以上を踏まえると、DC と NISA は競合するものでなく、むしろ**補完的に活用することが望ましい**と言えます。老後資金の形成が目的であれば DC を、それ以外の用途を考えているのであれば NISA を活用するのが基本となるでしょう。更に、企業型 DC に加入しているのであれば、**従業員拠出（マッチング拠出）**の利用も検討に値します。いずれにせよ、それぞれの制度の特性を理解し、自身のライフスタイルを考慮した上で制度を選択・活用することが何より重要です。

<表>確定拠出年金と NISA の比較

		確定拠出年金（DC）		少額投資非課税制度（NISA）
		企業型	個人型	
対 象 者		制度実施企業の社員等	・ 自営業者等 ・ 企業年金の無い会社員	満20歳以上の国内居住者
利 用 者 数		462.1万人 (2013/8/31時点)	5.4万人 (2013/8/31時点)	357.6万件（申請件数） (2013/10/1時点)
拠出限度額	限度額(年間)	・ 他に企業年金が無い場合 61.2万円 ・ 他に企業年金が有る場合 30.6万円 ※上記の枠内でマッチング 拠出も利用可	・ 自営業者等 81.6万円（国民年金基 金等の掛金納付額を除く） ・ 企業年金の無い会社員 27.6万円	100万円
	総拠出限度	上限なし		500万円（5年累計）
運用商品	対 象	預貯金、保険、債券投資信託、株式投資信託など		株式、株式投資信託など
	ラインナップ	企業または運営管理機関により異なる		金融機関により異なる
	売買・リバランス	自由（少なくとも3ヶ月に1回行い得ること）		自由だが、売却枠の再利用は不可
税制優遇	拠 出 時	全額所得控除		———
	運 用 時	運用益が非課税（特別法人税は2014年3月まで課税停止）		配当・譲渡益が非課税
	給 付 時	年金受取は公的年金等控除の対象 一時金受取は退職所得控除の対象		———
中途解約		原則として60歳まで不可		自由だが、売却枠の再利用は不可

※「リそなコラム」は、誌面の都合により、今月は休載させていただきます。

企業年金ノート No.547

平成25年11月 リそな銀行発行



リそな銀行は、企業年金に関する情報発信のポータルサイト「リそな企業年金ネットワーク」を開設しております。

会員専用サイトの閲覧をご希望の場合は、弊社営業担当者または上記問合せ先までお問い合わせください。

受付時間…月曜日～金曜日 9：00～17：00（土、日、祝日および12月31日～1月3日はご利用いただけません。）

信託ビジネス部

〒135-8581 東京都江東区木場1-5-65 深川ギャザリアW2棟

TEL:03(6704)3384 MAIL:Pension.Research@resonabank.co.jp

※リそな銀行「リそな企業年金ネットワーク」でもご覧いただけます。

<https://resona-nenkin.secure.force.com/>